

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5(2023)年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会
開 催 日 時	令和6年(2024年) 1月29日(月曜) 10時00分から 11時31分まで
開 催 場 所	WEB会議システムを利用したオンライン開催 (枚方市役所第3分館3階 第5会議室)
出 席 者	会 長：海老原智子委員 副会長：中嶋貴子委員 委 員：津浦啓子委員、林勇太委員、藪田雪子委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 会長及び副会長の選任について 2. 事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について 3. その他
提出された資料等の 名 称	・審査会次第 ・枚方市NPO活動応援基金支援審査会委員一覧 ・資料① 枚方市NPO活動応援基金のしくみ ・資料② 枚方市NPO活動応援基金補助可能額(令和5年12月31日現在) ・資料③ 枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項(案) ・資料④ 申請様式一式
決 定 事 項	募集要項や申請様式の内容について、概ね承認とするが、一部内容に修正を要する意見を附す。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 (事 務 局)	市長公室 市民活動課

審 議 内 容

1 開 会

事務局

定刻となりましたので、これより 令和5年度 第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。

本日は、昨年11月の委員改選後、初めての開催となりますので、会長・副会長の互選をお願いしたいと思いますが、それまでの間は私の方で進行させていただきます。

それでは案件に入る前に、まず、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、委員6名中6名の出席をいただいております、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第3項の規定により、会議が成立していることを御報告させていただきます。

次に、本審査会の公開・非公開について御説明をいたします。本市では、会議の公開・非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定を定めており、第3条で審査会での会議は、特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。

なお、審査会の会議の「公開」「非公開」の決定は、当該会議に諮って行われるものとされております。

御意見ございましたら、お願いいたします。

各委員

異議なし

事務局

審査会について「公開」と決定します。

会議録についても、同様に同規程第7条に定められており、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。

ご意見がございましたら、お願いいたします。

各委員

異議なし

事務局

それでは、会議録についても「公表」と決定します。それでは、案件に入ります前に、配布資料の確認を行います。

(配布資料の確認)

2 議 題

<案件(1) 会長及び副会長の選任について>

事務局

はじめに、案件(1)「会長及び副会長の選任について」でございます。

前委員の任期は11月末をもって任期満了となりました。それに伴い、本日お越しいただいた皆さまに委員就任のご承諾をいただき、令和5年12月6日から令和7年11月末までの期間について、委嘱させていただいたところです。ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

また、新たな任期で委嘱をさせていただいて、本日が最初の審査会でございます。つ

きましては、皆さまから一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。お手元の資料「枚方市NPO活動応援基金支援審査会委員一覧」に記載の順にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(委員挨拶)

引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

本審査会は、枚方市附属機関条例に基づき、開催するもので、会長・副会長は、本条例第4条第2項の規定により、互選により定めることになっておりますが、選出方法について、ご意見はありますでしょうか。

特に、ご意見がなければ、事務局より会長・副会長案を提案させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし

事務局

それでは、会長には前期に引き続き海老原委員を、副会長には新たに中嶋委員を推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし

事務局

異議なしのお声を頂きましたので、海老原委員に会長を、中嶋委員に副会長をお願いいたします。

みなさまのご協力により、会長・副会長が選出されました。

それでは、これより進行を会長にお願いします。

<案件(2) 事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について>

海老原会長

(会長就任の挨拶)

それでは、案件(2)に入らせていただきます。案件は、「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」です。事務局から案件の説明をお願いします。

事務局

では、「案件(2) 事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」ご説明いたします。

はじめに、今回新たにご就任いただいている委員の方もいらっしゃいますので、「枚方市NPO活動応援基金のしくみ」について、簡単に説明させていただきます。

お手元の資料①「枚方市NPO活動応援基金のしくみ」をご覧ください。

本基金は、ふるさと納税制度を通じていただいた寄附を基金に積み立て、公益的な活動を行うNPO法人の実施する事業に対する補助の原資とするものです。

まず、市民・企業などが枚方市に対して寄附を行います。この寄附はふるさと寄附金として扱われるため、税控除の対象となります。

また、寄附者は寄附する際に、2種類の寄附を選択できます。2種類の内訳は、基金

に予め登録しているNPO法人を指定して寄附をする団体希望寄附、団体を指定せずに寄附をする一般寄附です。

寄附を受けた枚方市は、NPO活動応援基金に翌年度に実施する補助の原資とするために、その寄附を積み立てます。予め基金に登録されたNPO法人は、枚方市に対して事業補助の申請を行い、その事業補助申請に対して、審査委員会の審査を経て、枚方市が補助対象の事業を決定します。

なお、予め基金に登録されたNPO法人は毎年度更新を行っています。

以上が、NPO活動応援基金のしくみの説明です。

次に、令和6年度の事業補助申請に対する、枚方市NPO活動応援基金補助可能額についてご説明します。

お手元の資料②「枚方市NPO活動応援基金補助可能額」をご覧ください。

(1) 寄附金額につきましては、令和5年1月から12月までに本基金でお受けした寄附金額をお示ししています。

本基金への寄附金額ですが、その総額は247万1,366円でありまして、寄附種別ごとの内訳及び寄附件数は、一般寄附が79件で173万1,366円、団体希望寄附として、「すがはらひがし」への寄附が1件で1万円、「えほんのお部屋ひまわり畑」への寄附が5件で23万円、「関西生活文化研究会おでかけ」への寄附が3件で6万円、「枚方市手話通訳協会」への寄附が5件で13万5,000円、「陽だまりの会」への寄附が5件で18万円、「ひまわり七宝」への寄附が2件で6万5,000円、「ハーモニークラブ」への寄附が2件で2万円、「スノック」への寄附が2件で4万円でした。

続きまして、「(2) 基金残高」では、前年度からの繰越金をお示ししております。

基金残高の総額は272万2,571円ございまして、うち、一般寄附としての繰越は、基金利子を含みまして251万7,571円となっています。団体希望寄附の繰越分は、「子ども食堂ファンクラブ」の2万円、「関西生活文化研究会おでかけ」の5万円、「枚方市手話通訳協会」の5万5,000円、「陽だまりの会」の7万円、「ひまわり七宝」の1万円でございます。なお、表中の※1に記載のとおり、「ちいさいほいくえんみんなの里」の令和3年1月から12月の団体希望寄附の繰越分は、本来であれば、次回の令和6年度の補助事業まで活用できますが、こちらの団体は令和5年度の団体登録がなく、令和6年度の補助事業の申請対象団体とならないため、一般寄附への繰り入れを行い、団体希望寄附は0円となっております。また、同じく※2の「子ども食堂ファンクラブ」についても、同様の理由で、令和3年1月から12月の団体希望寄附の繰越分4万円を一般寄附へ繰り入れたため、令和4年中に寄附があった2万円のみを団体希望寄附として計上しております。

つづきまして、(3)の補助可能額ですが、(1)の今年の寄附金額と、(2)の前年からの繰越額の合計額となりまして、補助可能額の総額としては、千円未満を切り捨てた、519万3,000円となっています。そのうち、一般寄附が千円未満を切り捨てた424万8,000円、団体希望寄附につきましては、「すがはらひがし」が1万円、「えほんのお部屋ひまわり畑」が23万円、「子ども食堂ファンクラブ」が2万円、「関西生活文化研究会おでかけ」が11万円、「枚方市手話通訳協会」が19万円、「陽だまりの会」が25万円、「ひまわり七宝」が7万5,000

円、「ハーモニックラブ」が2万円、「スノック」が4万円です。

「枚方市NPO活動応援基金補助可能額」について、事務局からの説明は以上です。

○ 海老原会長

それでは、事務局から説明のありました、資料①「枚方市NPO活動応援基金のしくみ」、資料②「枚方市NPO活動応援基金補助可能額」について、何かご意見などはございますでしょうか。特に、今回より新たに委員にご就任いただいた委員の方もいらっしゃると思いますので、どのようなことでもけっこうですので、ご意見、ご質問をいただけたらと思います。

○ 藪田委員

資料②の(2)基金残高の表中の「ちいさいほいくえんみんなの里」と「子ども食堂ファンクラブ」の団体希望寄附を一般寄附へ繰入れした理由を再度教えていただけますか。

○ 事務局

「ちいさいほいくえんみんなの里」は、令和3年1月から12月の間に団体希望寄附があり、その間に集まった団体希望寄附については、令和6年度の補助事業の申請時まで繰り越せるということになっています。しかし、令和6年度の補助事業の交付申請をするためには、事前に前回の審査会において団体登録の承認を得ておく必要がありますがこちらの法人は、その団体登録の承認を得ていませんので、次の令和6年度の補助事業交付申請ができません。これにより、令和3年中に集まった団体希望寄附を当該団体によって活用できないため、一般寄附へ繰入れさせていただきました。

同様に「子ども食堂ファンクラブ」についても令和3年1月から12月の間に団体希望寄附がありましたが、こちらの法人も令和5年度の団体登録の承認を得られていたため、令和3年中の団体希望寄附については一般寄附へ繰入させていただきました。なお、令和4年1月以降の団体希望寄附2万円については、次回以降の補助申請にて活用していただけるため、当該法人の団体希望寄附として残しております。

○ 藪田委員

「子ども食堂ファンクラブ」は、令和3年1月から12月の団体希望寄附については、令和5年度の団体登録申請をせず、前回の審査会にて団体登録の承認を得ていないため団体希望寄附として利用できないということですので、表中に団体希望寄附として記載されている2万円は別の年に集まったものということですね。

○ 事務局

そのとおりです。その翌年に当該団体に集まった団体希望寄附です。令和4年中に集まった団体希望寄附のため、次年度に団体登録の承認を得れば、まだ団体希望寄附として利用できる可能性があるため残しているものです。

○ 藪田委員

分かりました。ありがとうございます。

○ 海老原会長

ほかに御質問、御意見、ございませんでしょうか。

それでは続いて「NPO活動応援基金補助事業募集要項(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局

それでは、続きまして「枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項（案）」の説明をいたします。お手元の資料③「枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項（案）」を御覧ください。

前年度の募集要項から内容の変更を提案する部分につきましては、変更部分に着色をしています。

なお、昨年度の審査会にて、本補助金の制度について、一般寄附を活用する場合の、同じ団体が行う同一事業に対する補助申請回数を3回までとし、申請回数ごとに補助率を変更するなどの見直しを行っており、制度見直しから2年目となる本年度の募集要項については、前年度の内容を踏襲し、制度内容の変更は行わない形で募集要項の事務局案を作成しております。

それでは、今回、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、少し長くなりますが、募集要項全体の説明をさせていただきます。

では、資料③募集要項の1ページ目の上段を御覧ください。

補助の申請受付期間ですが、令和6年2月5日から26日（月）までの3週間程度を予定しております。

次に、「1.対象団体（応募資格）」は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱に基づき、あらかじめ支援対象団体として登録されたNPO法人としています。

次に、「2.補助対象事業」についてですが、「枚方市内を中心に行う特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業で、要件をすべて満たす事業」を補助対象事業としています。

具体的な要件は、①主たる効果が枚方市内で生じる公益的な事業、または、主に枚方市民を対象とした事業であること、②補助金の交付を受けようとする年度内に実施及び完了する事業であること、③特定の個人または団体の利益となる事業でないこと、④営利活動、政治活動、選挙活動または宗教活動を目的とした事業でないこと、

⑤「枚方市及びその関係機関から他の補助等を受けている、または、受けることが決定している事業でないこと、⑥介護保険等の公的制度による給付の対象となる事業でないこと、⑦登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと、の7つを要件としています。

2ページ目にお進みください。

「3.補助対象経費」についてです。補助金の交付の対象となる補助対象経費は、補助対象事業に要する人件費、印刷製本費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、備品購入費、負担金、賃借料等としており、団体の運営に係る経常的な経費及び団体の構成員の会合に係る経費、補助対象と認められた事業実施期間外の支出経費、飲食費、関連団体への委託等に係る費用、団体の構成員へ支出を行う経費については、対象としていません。また、備品購入費については、あらかじめ上限額を設けてはいませんが、事業審査において妥当性を審査することとしています。

団体の運営に係る経常的な経費とは、家賃、修繕料、光熱水費、インターネット接続料、電話回線使用料、団体内部で使用する備品・文具類・書籍の購入等や、法人の経常的な運営に係る人件費を指しています。ただし、対象事業実施に係る人件費に

については対象としています。なお、事業実施期間外に支出された経費のうち、事業実施期間内に当該事業を実施するに当たり必要な経費かつ前払いが必須等の事情により事業実施期間外に支出された会場費用等については、対象経費とします。

3 ページ目にお進みください。

「4. 補助内容」についてですが、前年度の募集要項の内容を踏襲し記載しております。最初に、寄附積立額の範囲内において補助対象事業費を補助し、補助金の交付申請ができるのは、1 団体 1 事業とします。さらに、令和 5 年度以降に補助金の交付があった事業については、同じ団体が行う同一事業において、補助金交付回数が 3 回に到達するまでは、一般寄附を活用した補助金の交付申請が可能とします。

つまり、同じ団体が行う同一事業につき、一般寄附の活用は 3 回まで、団体希望寄附の活用は無制限という制度になります。

それでは、補助金交付額を説明します。

一般寄附を活用した補助金の交付額は、令和 5 年度以降の同じ団体が行う同一事業については、対象事業の補助金交付回数により異なります。1 回目は上限 30 万円とし、補助対象経費全額、2 回目は上限 30 万円とし、補助対象経費の 3/4 以内、3 回目は上限 30 万円とし、補助対象経費の 1/2 以内となります。

一方、団体希望寄附からの補助金の交付額は、補助対象経費に対する補助割合を設けず、対象団体への寄附金を上限とし、一般寄附のように補助割合は設けておりません。

また、一般寄附からの補助金と団体希望寄附からの補助金の 2 種類の寄附を合わせて補助金の交付申請をすることもできます。その場合は、団体希望寄附からの補助金の交付額に加えて、補助対象経費から団体希望寄附からの補助金の交付額を除いた額に対する一般寄附を活用した補助金の交付額を申請することができます。

補助金交付額については、寄附積立額の状況や事業の内容等を勘案して、審査会における審査の結果、申請額より減額される可能性があります。

なお、団体希望寄附の残額については、翌年度に同一の団体への団体希望寄附として繰り越すものとします。ただし、繰越の限度は 2 回までとし、翌々年度においても残額が生じた場合は、その次年度に一般寄附として繰り入れます。

例を挙げますと、先ほどの資料②の「枚方市 N P O 活動応援基金 補助可能額」の(1) 寄附金額の表をご覧ください。

表の一番下の「スノック」を例に挙げますと、令和 5 年中に寄附があった 4 万円については、令和 6 年度の補助事業の補助金に充てることができますが、同団体が令和 6 年度の補助事業の補助金を申請しなかった場合、翌年度の令和 7 年、もしくは翌々年度の令和 8 年度まで繰り越して、補助事業の補助金として申請できるという仕組みとなっています。

以上が補助内容の説明となります。

また、先ほど資料②で説明いたしました寄附積立額についても、この部分に記載しています。

4 ページ目にお進みください。

「5. 応募方法」についてですが、申請に必要な提出書類の提示や、受付期間を再度、掲載しております。

5 ページ目にお進みください。

「6. 補助対象事業の選考審査について」は、3月26日(火)に予定している審査会におけるプレゼンテーションの進め方や、その時間配分についての説明をしています。

6 ページにお進みください。

このページには補助事業選定にかかる審査基準について掲載しています。具体的には、Ⅰ公益性、Ⅱ実現可能性、Ⅲ自律性、Ⅳ発展性、Ⅴ情報発信性の5項目における13の具体的項目について、それぞれの配点の範囲で採点し、その合計点により審査し、採点の上位の団体から補助対象として、その補助対象の補助金累計額が寄附積立額を超えない範囲で補助する旨を記載しています。

7 ページにお進みください。

こちらでは「7. 補助に関する手続き等の流れ」を示しています。大まかな流れといたしましては、補助事業の募集を本年度でしたら2月26日までに行い、事業の審査を3月26日に開催予定の審査会にて行います。その後、補助事業・補助額の決定を5月上旬に実施し、事業実施途中の9月に中間報告の提出を団体から求め、事業完了後の3月末日までに事業実績報告の受付を行います。

また、最後に、補助金の交付を受けた団体が、市民や寄附者に事業の報告を行うための動画作成の御協力について記載しています。こちらは、前年の募集要項では「事業実施報告会の開催」と記載しておりましたが、審査会での委員の御意見を踏まえまして、令和5年より動画での事業実施報告の実施としましたので、併せて記載を変更しております。

8 ページにお進みください。

「8. 補助金の交付決定のあった事業実施について」では、交付決定後の手続きについて、記載をしています。補助金については事業が完了し、実施報告の提出後に、その事業の決算額に応じて補助金を交付する完了払いを基本としています。ただし、事業運営の資金計画等に基づき、特に必要な団体については、概算払いについても対応することとしています。

そのほか、事業実施にかかる報告書類の提出や事業変更等が発生した場合の補助金の取扱いなどの注意事項について記載しています。

以上が、資料③「枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項(案)」についての説明です。

また、資料④として、申請に必要な書類一式として、様式3 交付申請書、様式4 事業計画書、様式5 事業収支予算書をお示しさせていただいております。

以上が、案件(2)「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」の説明です。

○ 海老原会長

ありがとうございました。

それでは、資料③「枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項(案)」ですが、事務局から説明がありましたように、昨年度、団体希望寄附の繰越しの回数を増やし、一般寄附への繰り入れとなる年限を延長することで、法人が事業を継続しやすくなるよ

う、本補助金の制度内容の変更しております。こうしたことから、毎年度、制度内容が大幅に変更すれば、法人も申請がしにくいであろうということで、本年度は募集要項に大きな変更を加えないということです。ただ、細かい点であるとか、記載間違いなどについて、あらためて委員のみなさまにご確認いただき、ご意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

増井委員

2 ページ目の3 補助対象経費の項目ですが、文中に記載されている負担金というのは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。また、賃借料等の「等」についてはどのように捉えたらよいのでしょうか。その都度、審査をして対象経費とするかどうかを判断するというのでしょうか。

事務局

負担金については、その団体が事業を実施するにあたり、他の団体等に支払いが必要なものを想定しております。また、賃借料等の「等」の取扱いについては、団体の実施する事業内容によっては、この募集要項の対象経費として文中に列挙していないような費用も発生する可能性もあると考えますので、「等」という文言で幅を持たせて、事務局のほうで、その都度判断していくという趣旨です。

増井委員

ありがとうございます。

事務局

先ほどの説明の補足ですが、「等」の取扱いについては、団体より補助申請が提出された時点で事務局内で一定精査はいたしますが、最終的には3月に予定している審査会において、委員の皆様にご確認いただきながら審査いただき、その内容も踏まえて最終的に事務局である市のほうで判断するということになっております。

増井委員

ありがとうございます。

今説明のあった資料③の補助対象経費については、申請する団体がこの募集要項に記載しているような経費を列挙して申請するというのでしょうか。

事務局

はい。

増井委員

それでは、負担金とはこういうものであるといった、もう少し具体的な例示があったほうが個人的にはわかりやすいように感じました。

海老原会長

増井委員、ありがとうございます。

この募集要項に列挙している費目を利用して補助対象経費を申請していただくのが一番よいのですが、これまでの例によると、法人が申請する際に、事務局において申請書に記載されている費目名称について、確認や助言を行いながら最終的に申請書を完成させることが多い状況です。募集要項には、費目の説明として、もう少しかみ砕いて細かく内容を記載したほうが良いということでしょうか。

増井委員

募集要項に具体的な例示があれば、申請しようとしている経費が対象となるかどうか、また、対象かどうかを相談すべきものであるといったことが、あらかじめ団体自身で予想できるのではないかと思います。

○ 海老原会長

わかりました。補助対象とならない経費については比較的細かく記載されていますが、委員ご指摘のとおり補助対象経費については、詳細な説明の記載がありませんので、この点についてはいったん事務局で検討するというところでよろしいでしょうか。

○ 増井委員

ありがとうございます。

○ 事務局

ご指摘の点について、検討させていただきます。

○ 海老原会長

中嶋委員、お願いします。

○ 中嶋委員

1点目に、負担金という表現ですが、例えば社会福祉法人や介護保険に関する事業を行うNPO法人では、会計上負担金収入という項目があります。これは介護保険に関する事業を実施したときに行政から支払われる費用の一部として収入の部へ計上されるもので、先ほど事務局が説明された負担金の意味合いとは異なるように思いますので、この募集要項で負担金と記載すると、申請者が少し混乱されるのではないかと感じました。一般的に負担金という費目がなかなか理解されがたいものだと感じますし、下に参考として記載されている「主な費目名称及びその内容」の表中にも負担金の説明がありませんので、補助対象経費としてわざわざ負担金という費目を記載する必要があるのかどうか、ご検討いただければと思います。

2点目に、補助対象経費の賃借料等の「等」や募集要項下部の「主な費目名称及びその内容」の参考の表の部分ですが、NPO法人についてはさまざまな活動をされているため、毎回、交付申請書類や実績報告書類については、事務局から申請団体へ補助金の使途や経費の支出理由などの内容を確認した上で、審査資料として審査会に提出されていると聞いています。今回、この募集要項に対象となるすべての経費を記載するのは難しいと思いますが、申請団体からすると、経費として計上してよいものなのかどうか、あるいは計上することで審査の上で疑義が生じるかどうかといった点については、NPO法上において判断することはなかなか難しいと思いますので、募集要項についてはもう少し丁寧に記載しつつも、ある程度柔軟性を持たせた記載の仕方にして、詳細については申請団体から事務局に確認した上で調整したものを、審査資料としてあげるという方法がよいのではないかと提案いたします。

○ 海老原会長

中嶋委員、ありがとうございました。

藪田委員、お願いします。

○ 藪田委員

大阪市でも同様の事業を実施していきまして、私も大阪市役所で勤務していた際にその事業を担当していたことがあります。こうした経験から、事務局職員が申請書の中身を

チェックする作業が非常に大変であることはよく認識しています。チェックの際に、募集要項の記載に「等」という文言があることで、チェックをする担当者も判断が非常に難しくなります。先ほど、この「等」については、事務局において判断していくということでしたので、その都度、課長まで判断を仰いでいくということかと思って聞いていましたが、この2ページ目の下に参考として費目の表を掲載されていて、その中でその他経費ということで、上記以外の軽微なものという欄を作っています。恐らく、大きな費目についてはこの表にそれぞれ記載して、そのほかの軽微なものについては、その他経費へ入れるということでこの表を作成されたのだと思います。2ページ目上部にも文書中に補助対象費目を列挙されていますが、こちらの文中には謝金や保険料の記載がなく、下の表に記載されている費目と一致しておりません。こういう場合は申請者の混乱を招くことにもなりますので、上の文中の費目と下の表も費目を一致させた方がわかりやすいですし、担当者側もチェックしやすいように思います。

○ 海老原会長

ありがとうございました。その他、関連した御意見等はございませんでしょうか。

○ 増井委員

今議論になっている、補助対象経費の項目の文章ですが、文章の冒頭に、その補助対象経費となるものの考え方や定義について、例えば、対象となる経費は申請する事業に関係するものである、会社の経費に例えると本業に関するものは経費となるが、プライベートな支出については経費とはならない、といったようなことを、一言述べたほうがわかりやすいように思いました。

○ 海老原会長

ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。

委員の皆様からいただいたご意見をまとめますと、補助対象経費の具体的な例示について、藪田委員のご発言のとおり、2ページ目上部の文章と参考の下の表の費目が一致していないということ、また、はじめに増井委員よりご指摘された、負担金とはどういうものかという内容についてのご質問もあわせて考えますと、藪田委員がご提案されたとおり、下の表に記載している費目に上の文中の費目をあわせるとすっきりするように思います。

それから、中嶋委員よりご発言いただきました表中の費目の内容の部分について、例えば印刷製本費であれば、内容にチラシ、ポスターと記載されていると、チラシやポスターであればどのようなものでも補助対象となる、といった捉え方をされる可能性もあることから、増井委員のご提案と重なりますが、補助対象経費の項目の文章の冒頭に、この補助対象経費の基本的な考え方を述べて、そのあとに続く費目の列挙については、あまりかみ砕かないような形がよいのではないかと感じましたが、委員の皆様いかがでしょうか。それでは、ここまでの委員の皆様議論を踏まえて、いったん会長である私と事務局とで再度検討し、委員の皆様のご意見が必要となれば、再度検討いただいでご承認いただくこととしまして、私へ一任していただけますでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

それでは、補助対象経費の項目についての議論は終了します。ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

増井委員、お願いいたします。

増井委員

資料④の申請書様式ですが、申請団体は実際にこの用紙を使って申請されるということでしょうか。

海老原会長

そうです。

事務局

はい。

増井委員

事業計画書ですが、文字が少し小さいように感じました。用紙の大きさもこのA4で、記入欄もこの大きさということでしょうか。

海老原会長

そうです。

増井委員

この様式に入力するのであればよいのですが、この用紙に直接書き入れるとなれば、少し記入欄が小さいように感じました。

海老原会長

ありがとうございます。おそらく事業計画書の一つ一つの記入欄が狭くて一言二言しか書けないのではないかと懸念を抱かれているのだと思います。確か、この様式を作成するときに、この記入欄については、一つずつの項目に長文を書かなければならないというイメージを申請団体へ与えてしまい、記入者へ負担をかけてしまう可能性があるのも、そうならないように設問を細かく区切ることで、それぞれの質問に対して一言二言で記入していただけるように配慮したという経緯があったように記憶しております。

増井委員

ありがとうございます。理解いたしました。

文字の大きさについてはいかがでしょうか。事業実施期間の項目に記載されている「準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること」といった文章などは、今までこの様式を使ってこられたということであれば、問題ないのかなとも思いますが、個人的には何かもう少し工夫すると見やすくなるのではないかと思います。

海老原会長

そうですね。事業計画書については、1枚のA4用紙に収めようということ、今このような形になっているのだと思うのですが、一般に文書の文字はわかりやすく大きくしていくということがスタンダードになってきていますので、事業計画書の様式の体裁については、また事務局で検討していただくことといたしますが、よろしいでしょうか。

増井委員

ありがとうございます。

海老原会長

ほかに何か御質問等、ございますでしょうか。

藪田委員

事業収支予算書の最下部の※4の、通知がなかったor今年度の申請を希望しない場合は、ゼロ円と記入すること、と記載されているところですが、こうした公の文書に「or」という文言を使用するのは珍しいように思います。なぜ「または」等の記載にできなかったのでしょうか。

海老原会長

ありがとうございます。確かに、私もこの「or」は浮いた感じがするように思いました。

増井委員

「または」、のほうがいいですね。

事務局

ありがとうございます。

記載を「or」から「または」に変更いたします。

海老原会長

ほかに、ご質問はございませんか。

増井委員

事業収支予算書の収入の部と支出の部のそれぞれの表の右上の（単位：円）という記載ですが、この円については予算額に対する円のことだと思います。この部分に（単位：円）という記載がありますと、この円という単位が、予算額の項目ではなく内容説明の項目にかかるように見えるので、予算額の項目のところに小さく（円）と入れればよいのではないかと思いました。

海老原会長

（単位：円）が記載されている場所についてということでもよろしいでしょうか。

増井委員

少し細かいことになりますが、円と記載する場所はここでなくてもよいのではないかと思いました。

海老原会長

ご指摘の件について、事務局より見解をお願いします。

事務局

御指摘いただきました（単位：円）の記載箇所については、表中の予算額の項目の部分に（円）という形で記載させていただきたく思いますがいかがでしょうか。

増井委員

事務局よりご提案いただいたとおり、予算額のところに（円）と記載しておけば、わかりやすくなると思います。

海老原会長

ありがとうございます。

それでは、収入、支出の部のそれぞれ表の予算額という部分に（円）と入れることと

します。

ほかに、御意見等、ございませんでしょうか。

○ 増井委員

事業収支予算書チェックリストの項目3の補助割合の部分ですが、1回目、2回目、3回目と徐々に補助割合が下がっています。これは、団体同士の公平性を保つ観点から2回の申請が3/4、3回目が1/2と徐々に補助割合を下げているのでしょうか。

○ 海老原会長

まず、この補助制度については、審査基準の項目にもありますように、NPO法人の事業実施にあたりこの補助制度を利用させていただきながら、最終的には法人の自立運営につなげていくということを目指しています。同じ事業を毎年補助申請し、この補助制度がなければ事業が実施できないということであれば、いつまでもNPO法人が自立できませんので、自立を促すためにも補助割合を段階的に少なくしています。そうした観点において、この補助割合が定められています。他の委員の皆様で補足があれば、よろしくお願いたします。

○ 増井委員

自立性の観点という理由で、よく理解できました。ありがとうございます。

○ 中嶋委員

補足ですが、このNPO活動応援基金の特徴として、ふるさと納税制度が利用できるということがあります。このことから、まずはNPO法人自身で資金調達を頑張っていたきたいということで、この補助制度は成長性をサポートするためのシードマネーとしていただくというのが、この基金のひとつの目的となっています。そのため、各法人へ直接寄附をしても寄附者への補助などは特にはないのですが、ふるさと納税制度を利用することで、寄附者も制度の恩恵を受けつつ、どなたでも団体を応援できる仕組みになっています。また用途の指定ができるという強みもあり、実際に頑張って団体希望寄附が集まっている団体もあります。この補助割合については、この審査会でも何度か議論をして調整してきたところで、やはり過去には補助金漬けになってしまって、その事業だけ頑張って実施するという団体もありました。そうしたことから、同事業に対する補助回数を3回までとするということにして、少し厳しくした経緯がありました。ただ、団体の規模や申請団体も増やしたいという事情もありますので、また新しい委員の皆様からのご意見をいただきたいと思いますが、趣旨としては、今申し上げたようなことで、現在の補助割合になったと記憶しております。

○ 海老原会長

中嶋委員、ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問などございませんでしょうか。

特にないようでしたら、再度、募集要項や申請用紙の訂正箇所等を確認いたします。

まず、募集要項については、主に2ページ目の補助対象経費について、まず冒頭に、考え方をもう一度きっちり書いた上で、文中での具体的な費目の列挙は、参考として下部に掲載している表中の費目と合わせていく、さらに費目の内容を細かく記載するという点については、ある程度、検討をさせていただいた上で、あまり細くなり過ぎないような形で、進めさせていただくということであったか思います。そのため、募集要項

の2ページ目の3の補助対象経費については変更が必要となるので、一度、事務局と検討した上で、委員の皆様にお示しさせていただきます。募集要項の訂正等については以上だったと思います。

それから、資料④からの交付申請書等の様式ですが、まず、事業計画書以降の様式については、文字のフォントが小さくなっていて見づらいため、全体的に大きくするというのを、事務局でまず検討していただきます。その上で、様式5の事業収支予算書の最下部の※4の文書の括弧書きの部分の「or」という記載を「または」に変更していただくこととします。また、同じく、様式5の事業収支予算書の収入の部、支出の部のそれぞれの表の右上に記載されている（単位：円）を削除し、それぞれの表中の予算額の欄に（円）を入れることとします。訂正箇所等は以上だと思いましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

各委員

異議なし

海老原会長

ありがとうございます。

それでは、本日の各案件に事業補助方針及び補助事業募集要項の検討については、以上とさせていただきます。

それでは、本日の議題については、（1）と（2）が終了いたしました。が、（3）その他ということで、事務局から何か報告事項等ありますか。

<案件（3）その他>

事務局

第3回審査会の開催は、既にお知らせしておりますとおり、令和6年3月26日火曜日午後1時頃から開催予定で、会場は、枚方市役所を予定しています。

第3回審査会につきましては、応募のあった補助事業の審査を対面形式で実施するものです。次回審査会の正式な依頼文書は、後日送付させていただきます。所要時間は、申請団体数にもよりますが、午後8時頃までかかる場合もございますので、よろしくお願いいたします。

海老原会長

ありがとうございます。

それでは、今回の案件等は以上となりますが、前年度の審査会で補助決定された団体の事業の進捗状況等について、今回から新しい委員の皆様もいらっしゃいますし、私たち継続の委員も聞いておきたいので、事務局より少し説明をお願いいたします。

事務局

それでは、今年度、本補助金を活用して事業を実施されている5団体について、団体からご提出いただきました中間報告書等をもとに、事業の進捗状況を説明いたします。

一つ目の団体は、特定非営利活動法人スノックです。実施事業は「未来を創るスタディサークル」で、一般寄附から17万7,000円交付決定されています。事業内容ですが、「未来を創るスタディサークル」を定期的に開催しており、テーマについては参加

者同士で対話を深めながら決定しています。必要に応じて、外部講師に話題提供を依頼したり、また、テーマに合った書籍等を題材にして学んだりということもされています。事業の進捗状況ですが、第1回として、6月10日に「未来を創るスタディサークル」を参加者9人で実施されまして、同じく7月9日にも「未来を創るスタディサークル」を参加者6人で実施をされています。後半は、8月以降は、第3回から8回として、同様に「未来を創るスタディサークル」を開催していくということです。

2つ目の団体は、特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会です。実施事業は、「大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会」で、一般寄附から28万7,000円交付決定されています。事業内容ですが、枚方市役所付近のニッペパーク岡東中央公園で、青少年の健全育成を目的とした市民参加型の踊りの祭典として、大阪メチャハッピー祭 in 枚方を開催するというものです。事業の進捗状況ですが、9月までに開催に向けての準備を行い、9月23日の祝日に祭りを開催し、無事終了されたということです。今後、年度末までについては、開催の後作業や精算作業を行うということです。

3つ目の団体は、NPO法人ひらかた生物飼育部LABOです。実施事業は、「ひらラボ里山ユースプロジェクト」で、一般寄附から30万円、団体希望寄附から12万円が交付決定されています。事業内容ですが、里山や生物多様性に興味のある人を募集し、耕作放棄水田の整備作業や生物調査をスタッフとともに、また、里山や生物多様性について大学生や高校生のスタッフが講義を行うというものです。事業の進捗状況ですが、前半の8月までは、現地の整備とか安全確認を随時実施されています。こちらは通年で実施予定ということです。そして、8月28日には里山体験会を実施されたということです。9月以降は、前半の事業成果の集約やその他の活動を行うということで聞いております。

4つ目の団体は、特定非営利活動法人陽だまりの会です。実施事業は、「精神障害に関する地域交流事業」で、一般寄附から30万円、団体希望寄附から5万円が交付決定されています。事業内容ですが、1つ目が、市民と障害者の人の交流の場とするということを目指して、11月に地域ふれあいまつりを、2月にもちつき大会を開催するというものです。2つ目が、精神障害者の現状等についての講演会やシンポジウム等を開催するというものです。事業の進捗状況ですが、9月までの活動として、市民講座の実施に向けて、講師の依頼や宣伝活動を実施されました。また、地域ふれあいまつりについては、出店依頼やミニコミ誌の作成をされたということです。もちつき大会については、2月開催のため、11月以降に実行委員会を設置して活動される予定と伺っております。年度後半の予定ですが、10月28日に市民講座、11月3日に地域ふれあいまつり、2月3日にもちつき大会を順次開催されるということです。

5つ目の団体は、特定非営利活動法人ハーモニッククラブです。実施事業は、「えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業」で一般寄附から30万円交付決定されています。事業内容ですが、1つ目が、えほんライブや体験型活動を組み合わせて、自己肯定感を育む事業、2つ目が、保育サロンの開催、3つ目が、ボランティア体験講座の無料開催です。事業の進捗状況ですが、9月までの活動として、1つ目のえほんライブや体験型活動については、「親子広場とんとんとん」で2回、また4月1日の「さくらマルシェ」で実施をされたということです。2つ目の保育サロンは、オンラインで4

回ほど実施されたのことで。3つ目のボランティア体験講座は、7月22日に、総合文化センター別館にて開催されております。10月以降の年度後半の予定ですが、えほんライブや体験型活動は、「親子広場とんとんとん」にて3回程度と、12月3日開催の「子ども食堂だよ全員集合」で実施をしていくということです。また、保育サロンについては、年度の前半に引き続き、オンラインや市内の会議室にて、6回から8回程度開催を予定しているとのことです。

以上が本年度補助事業をされている5団体についての、事業の進捗状況等の報告です。事務局から以上です。

○ 海老原会長

詳細な説明、ありがとうございました。

それでは、これもちまして令和5年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。